

平成23年6月27日

## 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の公表について

電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることは、関係者の予見可能性を高める観点から重要なことです。経済産業省はこれまで、産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会において取りまとめられた提言を踏まえ、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を公表していましたが、このたびこの準則を改訂しましたので、公表します。

## 1. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂内容

- ・ 項目の並び順（目次）の修正
- ・ ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正
- ・ 未成年者による意思表示に関する論点の修正
- ・ CGM サービス提供事業者の責任に関する論点の修正
- ・ 電子商取引の返品に関する論点の追加・修正
- ・ インターネット上の著作物の利用、掲示に関する論点の修正
- ・ 国境を越えた商標権行使に関する論点の追加・修正
- ・ 法改正、新たな裁判例への対応、その他軽微な修正

## 2. ご意見の募集について

この準則は、取引の実務の変化、技術の動向や国際的なルール整備の状況に応じて、今後も必要な改訂をしてまいりたいと考えておりますので、本準則についてのご意見がございましたら、下記あてにお送りいただきますようお願いいたします。

なお、件名は「電子商取引及び情報財取引等に関する準則についての意見」とし、ファイル形式はテキスト形式又はワード、一太郎で読める形式にしてお送りください。

住所 〒100-8901  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省商務情報政策局情報経済課

FAX 番号 03-3501-6639

電子メールアドレス ecip-rule@meti.go.jp

(参考資料)

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について  
「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(本文)

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報経済課長 村瀬 佳史

担当者：竹田、櫻井

電話：03-3501-1511 (内線 3961)

03-3501-0397 (直通)

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

URL：[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/ec/index.html#01](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/index.html#01)